

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

海外渡航費

Q : 当社は、この度、業務の必要性から従業員1名を海外へ派遣することにしました。つきましては、海外渡航費の税法上の取扱いを教えてください。

A : 一定の要件に該当する海外渡航費は損金の額に算入することができます。

【解説】

法人が、役員又は使用人に対して支給する海外渡航費用（支度金を含みます。）は、その海外渡航が法人の業務の遂行上必要なものであり、かつ、その渡航費用が通常必要と認められる金額であるならば、旅費として損金経理することが認められます。しかし、業務の遂行上必要と認められない海外渡航費用や業務の遂行上必要と認められる海外渡航であっても通常必要と認められる金額を超える部分の金額については旅費として認められず、原則として、その役員又は使用人に対する給与とされます。

なお、その海外渡航が法人の業務に必要なかどうかは、旅行の目的等を総合勘案して実質的に判定されますが、次に掲げる旅行は、原則として法人の業務の遂行上必要な海外渡航に該当しないものとされています。

- ① 海外渡航の許可を得て行う旅行
- ② 旅行あっせんを行う者等が団体旅行に応募してする旅行
- ③ 同業者団体その他これに準ずる団体が主催して行う団体旅行で主として観光目的と認められるもの

